



緊急提言

一票の格差是正の早期実現を

2001年10月29日
社団法人 経済同友会

新しい日本の国造りをめざし、「聖域なき構造改革」を実現していくためには、「政治改革」もまた不可避の課題である。政治改革の基本は、投票価値の平等の実現にある。投票価値の平等は、常に保障されるべき国民の権利であり、いわゆる「一票の格差」を可能な限り解消し、民意を正しく国政に反映することは、まさに民主主義の基本である。

経済同友会では投票価値の平等を図るよう繰り返し提言してきたが、未だ国会による自主的な改革は進んでいない。それどころか、与党3党が一部選挙区に中選挙区を復活させる方向で協議を進めるなど、理念なき制度改定に進もうとしている。

経済同友会は、衆議院議員選挙区画定審議会による首相への区割り案勧告の時期が近づいた今、「一票の格差是正」を実現するための具体策を提言する。小泉首相はじめ、政治家一人ひとりが政治の責任として、民主主義の基本的問題である「一票の格差」の抜本的是正に積極的に取り組むよう強く求めたい。

また、我々自身の具体的行動として、一票の格差是正や形骸化している最高裁判事の国民審査などをテーマにしたインターネット・サイトを開設する。サイトでは、一票の格差是正に向けての我々の基本的な考え方を明らかにし、一票の格差是正、国民審査のあり方について国民的な議論へと結び付けたい。

URL：<http://www.doyukai.or.jp/kakusa/index.html>

具体的提言

1 理念なき中選挙区制の一部復活に反対し「第9次選挙制度審議会」の設置を求める

10月24日、与党3党は衆議院選挙制度について中選挙区を部分的に復活させる案に大筋で合意したと伝えられている。こうした動きは、投票価値の平等という観点から問題があり、我々はこのような理念なき制度改定に反対である。1994年に導入された小選挙区比例代表並立制の最大の狙いは中選挙区制という個人本位の弊害を廃し、政策本位、政党本位の選挙にすることで、政権交代の可能性を高めることにあつ

たはずである。その後 2 回しか選挙を実施していない中で、一部政党の思惑から小手先で選挙制度を改定することは納得しがたい。

選挙制度を抜本的に見直すのであれば、当事者である政治家のみでなく、中立的組織で議論を行うべきである。我々は早急に「第 9 次選挙制度審議会(9 次審)」を発足させることを強く主張したい。9 次審の場で 1994 年に成立した選挙制度改革の評価を行うとともに、衆議院の選挙制度のみならず、参議院選挙制度のあり方も含め、政治改革全般について、国民的議論を行うべきである。

2 衆議院議員選挙区画定審議会は最大選挙区と最小選挙区の人口格差が 2 以上とならないよう勧告すべきである

衆議院議員選挙区画定審議会が 12 月 22 日までに小泉首相に区割り案を勧告すべく審議を重ねている。衆議院議員選挙区画定審議会は衆議院議員選挙区画定審議会設置法(設置法)第 3 条 1 項に基づき、少なくとも「最大選挙区と最小選挙区の人口格差が 2 以上とならない」よう勧告するべきである。そのためには、区割り基準とされる全国の議員一人当たり人口(423,064 人)の 3 分の 4 を上回る選挙区(5 選挙区)及び 3 分の 2 を下回る選挙区(18 選挙区)をとともに設けないことが不可欠である。

(資料 参照)

3 衆議院議員選挙区画定審議会設置法を改正する

現行設置法の最大の問題は、設置法第 3 条 2 項に「各都道府県にまず議員定数 1 を配分する」とあることである。この条項がある限り、一票の格差の抜本的是正は困難である。設置法第 3 条 2 項を削除し、衆議院議員の都道府県議席配分は完全人口比例にするべきである。さらに、投票価値を機械的に平等とする制度、すなわち国勢調査に基づき一票の格差が自動的に修正されるよう区割り変更を行う制度を構築するべきである。

参考までに経済同友会試算により、都道府県に定数 1 を配分せずに人口比例のみで定数配分すると、15 増 15 減になる。しかも総務省の 5 増 5 減案では北海道は 1 減となっているが、経済同友会試算によれば北海道は 1 増と全く逆の結果となる。

(資料 ・ 資料 参照)

4 最高裁判所判事の選任方法と国民審査のあり方を見直す

これまで議員定数訴訟に関する最高裁判決が多数出されているが、裁判官の出身経歴により違憲・合憲の判断が分かれている(資料 参照)。現状の出身経歴による裁

判官比率では、何度訴訟を起こしても結果は事前に予測されることとなるであろう。これは憲法第 79 条 1 項にある通り、最高裁長官以外の裁判官の任命権を持つ内閣の責任が問われる課題である。来年末までに 15 名の最高裁判事（長官含む）のうち 7 名が定年退官するが、最高裁判事の任命権者である内閣総理大臣は、単に最高裁の後任人選案を追認することなく、現在の選任システムを抜本的に改め、公正で透明な手続きを経て任命するべきである。そのためには、法曹界だけでなく、民間人も含めた中立的な「最高裁判所裁判官任命諮問委員会（*注）」を設置し、内閣に人選案を答申する制度の検討が望まれる。

またあわせて、形骸化している最高裁判事の国民審査についても、国民が関心を持って主体的に参加できる仕組みを検討すべきである。特に衆院選挙公報と同時に配布される審査公報を含め情報公開の方法を見直す必要がある。

*注：昭和 22 年、片山内閣により最高裁裁判官任命諮問委員会が設置され、内閣に候補者を答申していたが、昭和 23 年 1 月に同委員会は廃止された。改めて委員の選出方法や内閣の任命方法を検討し、同委員会の再発足に向かって議論を開始することは一つの方法と考えられる。

以 上